質問第八三号

沖縄県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府

機動隊員による差別発言に関する質問主意書

出者 仲 里 利 信

提

沖縄県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府

機動隊員による差別発言に関する質問主意書

去る十月十八日、 沖縄県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する地域住民や県民を警備するため派遣さ

れている大阪府警察の機動隊員二人が抗議や阻止活動を行っている住民・県民に対して「土人」及び「シナ

人」との差別発言をそれぞれ行った。

この発言に対して、 沖縄県民は差別意識や植民地意識の表れだとして強い憤りを覚えるとともに、 深い悲

しみを訴えている。 また、 政府が 「遺憾」とか「不適切」、 「厳正に処分」というありきたりの説明にとど

めようとしていることや、 問題を矮小化してことさら小さなミスであったかの如く軽視し、 擁護しようとし

ていることに対して強く反発している。

そこでお尋ねする。

池田克史沖縄県警察本部長は、 翁長雄志沖縄県知事と会談した際に事前の説明で「抗議行動の資料を見

せて冷静沈着にと指導している」ことや、 「沖縄戦の歴史や、 基地の集中は当然来る警察官には話してい

る」ことなどを挙げた。しかし、 実際には、 これまで無抵抗・非暴力で抗議及び阻止活動を行っている地

_

れば、 と思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。 れる事案が相次いでいることや、今回の差別発言が起こるべくして起こったものと考えられることからす 域住民や県民に対して、機動隊員が暴力を振るったため、 池田沖縄県警本部長の言うような指導や説明は何ら目的や成果を見いだすことが出来ていないもの 骨折や怪我を負い意識朦朧となって救急搬送さ

二 大阪府警察は「土人」及び「シナ人」との差別発言を行った警察官二人に対して聴取したところ「侮辱 らない」とされ、さらに同法第三条で「警察の職務を行うすべての職員は、 する意図はなかったが、極めて軽率で不適切な発言だった」としており、 二人は警察官たる資格や資質に欠けているものと思われ、 し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行う」ことからすれば、明らかにこの しくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはな である。二人は自らの発言に対して「差別的な意味や、歴史的な意味を持つ言葉とは知らなかった」と さらに 警察法第二条で 「感情が高ぶり、 「警察の活動は、 つい発言してしまった。 その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、 申し訳ない」と話しているとのことである。 また二人に対する処分は余りにも軽すぎると思 戒告の懲戒処分としたとのこと 日本国憲法及び法律を擁護 しか いや

われるが、 政府の認識と見解を答えられたい。

 \equiv 法務省 の萩本修人権 擁護局長は十月二十日の参議院法務委員会で「不当な差別的な言動は いかなるもの

人権擁護上非常に問題があると認識している」とし、さらに「警備中の警察官が指摘のような発言で相手 沖縄の人々に対する不当な差別的な言動も他の者に対するものと同

に対してでもあってはならない。

方、 周辺にいる方々を誹謗中傷することは同様に人権擁護上も非常に問題があると認識している」と明確

に今回の発言が差別だと位置付けており、また人権擁護上も問題があるとの認識を示している。一 方、菅

義偉内閣官房長官は差別意識の表れとの指摘に対して根拠や理由を示さないで「全くないと思う」と否定

した。 しかし、 菅官房長官の言うように 「差別意識がない」ならば「そもそもこのような発言」が出てく

ることは あり得ないし、 琉球処分以降の沖縄に対する政府の仕打ちや米軍基地の過度な集中とそれに伴う

県民への過重な負担を考えると、理由を示さずに否定することは本来官房長官として行ってはならない行

為であると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

四 質問三に関連して、 鶴保庸介沖縄担当大臣は差別発言に対して 「果たして県民感情を損ねているかどう

かにしっかり虚心坦懐、 見ていかないといけない」とし、 さらに 「言論の自由、 社会の自由が著しく損ね

は、 識を示している。これらの発言は一見すると慎重な対応を心掛けたいとの発言であるかのように見受けら れるが、その実、 な られているという論争に今もなっている。今のタイミングで「間違っている」「正しい」ということでも 別発言が ているか真摯に考えるべきである。 61 なぜ沖縄県民や沖縄県議会、 答えられるのは、 4 かに沖縄県民の心を傷つけ、 問題をすり替え、ことさら矮小化しようとする発言に他ならない。鶴保沖縄担当大臣 これはつぶさに見ていかざるを得ない」と述べ、 市町村議会、 特に沖縄担当大臣であればこそ沖縄県民の思いに寄り添い、 政府への不信感と怒りを増大させているかについて率先して配慮 市町村が相次いで抗議の意思を表示し、 人権問題には当たらないとの認 謝罪と撤回を求め 今回の差

そその発言に対して強い憤りと深い悲しみを感じているわけであるが、政府と本土側が連綿として受け継 のであり、 負担」から政府すなわち本土側が連綿として引き継いできた構造的な仕組みから生じるべくして生じたも 類館事件」、 すべきであると思われるが、 沖縄県民は けっして一個人の感情的で、 「本土防衛の盾とされた沖縄戦」、 今回の差別発言を「琉球国が武力で併合された琉球処分」や 政府の認識と見解を答えられたい。 しかも一時的な思い付きで出たものとは捉えていない。だからこ 「異民族の統治下に差し出された沖縄」、 「琉球人として展示された人 「過重な基地

五

いできた沖縄への差別意識と植民地意識、 さらには沖縄県民が抱いている強い憤りと深い悲しみについて

政府の認識と見解を答えられたい。

六 質問五に関連して、 本職は、 今回の差別発言の根底には警察という組織そのものの根本的な問題や、 警

察の教育の在り方、さらには政府が進めている強権的な政策運営が大きく影響を与えているものと考えて

いるが、政府の認識と見解を答えられたい。

七 本職は、 今回の発言に接して、改めて本当に我が国は成熟した平等な社会となり得ているのかとの疑問

を抱いた。 なぜならば、 辺野古新基地建設問題や高江ヘリパッド建設問題に関して地元の沖縄県民が明確

に「ノー」という民意を表明しているのにもかかわらず、 政府が国策に基づく政策として強権的に建設を

進めているわけであるが、これこそが日本の中の沖縄県という一地域に過ぎないため少数派 弱者になら

ざるを得ない沖縄県民に対して、人数的に多数派であり、 強力な権限を持っている本土側や政府が数や権

力で押しつぶそうとしていることの最たる証である。しかもこれまで政府や本土側は、 基地問題を始めと

してあらゆる犠牲を沖縄県民に強いてきたのにも関わらず、未だに多数でもって少数の沖縄県民の声を封

じようとしているのである。このようなことは本当の意味での平等な関係とは到底思われない。 多様な意

は、 江のヘリパッド建設問題を直ちに取りやめるとともに、 見や考え、 り上げることこそが平等な社会であると思われる。よって、今回の差別発言を教訓として、 例え人数的には少数者であっても沖縄県民と全国の賛同者が反対している辺野古新基地建設問題や高 生活を認め、 自主的な地域を創り上げることを容認し、 沖縄への差別と植民地意識の撤廃を考えるべきで 少数者と多数者が共生できる社会を創 政府と本土側

あると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

八 触れなければならないため、手を付けることが出来ないものと本職は考えるが、政府の認識と見解を答え 今回の差別発言の根底にある る再発防止策」を講じるためには、 に対処」と言うが、 政府は、 今回の差別発言に対して「遺憾」とか「不適切」と言うだけである。また改善策として「厳正 具体的な内容には一切言及しようとしない。 「多数が少数の声を踏み潰しても構わない」という我が国 原因の徹底的な究明と問題 ・課題の検討を行わなければならな なぜならば「心からの謝罪」 一の構造的 や な問 「効果あ がが 題を

右質問する。

られたい。

六